

正誤表 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記																																																												
2017年5月1日	1刷+2刷	P45	2-2-2	〈輸入品の原料玄米を含む場合の表示例〉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産地</th> <th>品種</th> <th>産年</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ産</td> <td></td> <td></td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>〇〇州</td> <td></td> <td>〇〇年産</td> <td>4.5割</td> </tr> <tr> <td>△△州</td> <td></td> <td>〇〇年産</td> <td>1.5割</td> </tr> <tr> <td>国内産</td> <td></td> <td></td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>〇〇県産</td> <td>〇〇にしき</td> <td>〇〇年産</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>△△県産</td> <td>△△ひかり</td> <td>〇〇年産</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	産地	品種	産年	使用割合	アメリカ産			6割	〇〇州		〇〇年産	4.5割	△△州		〇〇年産	1.5割	国内産			4割	〇〇県産	〇〇にしき	〇〇年産	2割	△△県産	△△ひかり	〇〇年産	2割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産地</th> <th>品種</th> <th>産年</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">複数原料米</td> </tr> <tr> <td>アメリカ産</td> <td></td> <td></td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>〇〇州</td> <td></td> <td>〇〇年産</td> <td>4.5割</td> </tr> <tr> <td>△△州</td> <td></td> <td>〇〇年産</td> <td>1.5割</td> </tr> <tr> <td>国内産</td> <td></td> <td></td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>〇〇県産</td> <td>〇〇にしき</td> <td>〇〇年産</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>△△県産</td> <td>△△ひかり</td> <td>〇〇年産</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	産地	品種	産年	使用割合	複数原料米				アメリカ産			6割	〇〇州		〇〇年産	4.5割	△△州		〇〇年産	1.5割	国内産			4割	〇〇県産	〇〇にしき	〇〇年産	2割	△△県産	△△ひかり	〇〇年産	2割	誤記修正
		産地	品種	産年	使用割合																																																														
		アメリカ産			6割																																																														
		〇〇州		〇〇年産	4.5割																																																														
△△州		〇〇年産	1.5割																																																																
国内産			4割																																																																
〇〇県産	〇〇にしき	〇〇年産	2割																																																																
△△県産	△△ひかり	〇〇年産	2割																																																																
産地	品種	産年	使用割合																																																																
複数原料米																																																																			
アメリカ産			6割																																																																
〇〇州		〇〇年産	4.5割																																																																
△△州		〇〇年産	1.5割																																																																
国内産			4割																																																																
〇〇県産	〇〇にしき	〇〇年産	2割																																																																
△△県産	△△ひかり	〇〇年産	2割																																																																
P126	4-2-6	下から8行目から	ただし、 乳処理場 の所在地の代わりに 乳処理業者 の住所(法人の場合は、原則として本社所在地)をもって表示する場合には、 乳処理業者 の所在地、氏名又は名称の次に、 乳処理場 を示す製造所固有記号を表示することができます。	ただし、 製造所 所在地の代わりに 製造者 の住所(法人の場合は、原則として本社所在地)をもって表示する場合には、 製造者 の所在地、氏名又は名称の次に、 製造所 を示す製造所固有記号を表示することができます。	誤記修正																																																														
P130	4-2-7	下から9行目から	ただし、製造所所在地の代わりに製造者の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって表示する場合は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、 乳処理場 を示す製造所固有記号を表示することができます。	ただし、製造所所在地の代わりに製造者の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって表示する場合は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、 製造所 を示す製造所固有記号を表示することができます。	誤記修正																																																														
P134	4-2-8	上から10行目から	ただし、製造所所在地の代わりに製造者の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって表示する場合は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、 乳処理場 を示す製造所固有記号を表示することができます。	ただし、製造所所在地の代わりに製造者の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって表示する場合は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、 製造所 を示す製造所固有記号を表示することができます。	誤記修正																																																														
2017年8月1日	1刷+2刷 (2017年4月3日発行)	P30	1-3	図表7 表示対象:生鮮食品 右列下から10段目から	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用規格適用食品である旨 ・内容量 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 〈個別的義務表示〉 玄米及び精米の・・・	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児用規格適用食品である旨 ・特定商品であって密封されたものに関する事項 (内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所) 〈個別的義務表示〉 玄米及び精米の・・・	わかりやすくするために、項目を再整理																																																												
		P104	4-1-4	〈納豆の表示例〉 必要な表示事項と食品表示 基準以外の法令等の表	原材料名 : ガイドライン① 自治体条例	原材料名 : ガイドライン①	京都府条例改正に伴う修正																																																												
		P108	4-1-4	関連情報 自治体条例に基づく表示 下から2行目から	物質名を表示するよう定めています。 また、納豆の原材料名については、「丸大豆」「ひきわり大豆」等と表示することとされています。	物質名を表示するよう定めています。 (1文削除)	京都府条例改正に伴う修正																																																												
		P129	4-2-7	下から6行目から	なお、無脂乳固形分が3.0% 以下 の場合には、「乳又は乳製品を主要原料とする食品」に該当します。	なお、無脂乳固形分が3.0% 未満 の場合には、「乳又は乳製品を主要原料とする食品」に該当します。	誤記修正																																																												
		P136	4-3-1	〈ゆでがにの表示例〉 原材料名欄	原材料名 : かに	原材料名 : 毛がに	ガイドラインに沿った名称に変更																																																												
		P144	4-3-5	関連情報 ③原材料名(京都府)	③原材料名(京都府) 魚肉の文字の次に、括弧を付して、魚種名を重量の割合の高いものから順に表示します。・・・その他の魚種については「その他」と省略して表示することができます。	(項目ごと削除)	2017年3月31日の京都府条例改正に伴う修正																																																												
		P222	5-1	ページ中程の表組み 例:L-アスコルビン酸ナトリウムの場合	添加物の使用目的 : 表示例 栄養強化 : 原則は表示不要(品目により表示が必要) 酸化防止 : 酸化防止剤(ビタミンC)、酸化防止剤(V.C)、他 品質改良 : アスコルビン酸Na、ビタミンC、V.C、他 酸味の付与 : 酸味料	添加物の使用目的 : 表示例 栄養強化 : 原則は表示不要(品目により表示が必要) 酸化防止 : 酸化防止剤(ビタミンC)、酸化防止剤(V.C)、他 品質改良 : アスコルビン酸Na、ビタミンC、V.C、他	誤記削除																																																												

正誤表 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記
2017年10月3日	153刷 (2017年9月13日発行)	P30	1-3	図表7 表示対象:加工食品 右列下から9段目から	◇一定の食品に共通の表示 ・アレルギー ・ 原産国名 ・ 原料原産地名 ・乳児用規格適用食品である旨 ・L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ・遺伝子組換え食品に関する事項 その他、ミネラルウォーター類に関する...	◇一定の食品に共通の表示 ・アレルギー ・乳児用規格適用食品である旨 ・L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ・遺伝子組換え食品に関する事項 その他、ミネラルウォーター類に関する...	誤記削除
		P151	4-4-3	必要な表示事項と食品表示 基準以外の法令等の表	△衣の率又は皮の率 ※食品表示基準で定める割合 以下 の場合	△衣の率又は皮の率 ※食品表示基準で定める割合 を超える 場合	誤記修正
		P282	5-7	下から3行目から	【被害回復】 消費者へ自主返金を行った場合の事業者の 被害回復 措置は右 ページの図の通りです。	【被害回復】 消費者へ自主返金を行った場合の事業者の措置は右ページの 図の通りです。	正確を期すための 表現修正
		P283	5-7	上から1行目	消費者へ自主返金を行った場合の事業者の 被害回復 措置	消費者へ自主返金を行った場合の事業者の措置	正確を期すための 表現修正
		P299	5-10	〈業務用加工食品〉の 囲み 上から10番目	●(10)乳児用規格 適合 食品である旨	●(10)乳児用規格 適用 食品である旨	誤記訂正
		P110	4-2-2	必要な表示事項と食品表示 基準以外の法令等の表	△ 個体識別番号 : 生トレ法	(1段削除)	誤記訂正
		P323	6-2	本文 下から2行目	その略称(ビタミンAを「V.A」「VA」等)で表示することができます。	その略称(ビタミンAを「V.A」「VA」等)で表示することができます。	誤記訂正
22月02188日		P352	資料5	18の欄 左から2列目	こんぶ巻(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品並びに調理冷凍食品 に該当するものを除く。)	こんぶ巻	誤記訂正
		P132	4-2-8	〈アイスクリームの表示例〉	原材料 牛乳、 生クリーム 、 脱脂粉乳 、卵黄(卵 を含む)、...	原材料名 (①)牛乳、 生クリーム 、 脱脂粉乳 、卵黄 (卵を含む)、... (②)牛乳、 乳製品 、卵黄(卵を含 む)、...	誤記訂正 +参考情報 (※補足参照)

※補足

事項名の原材料→原材料名の部分の修正は正誤表通りです。なお、生クリームについては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)」で定義された語ではないものの、食品の一般名称として広く使われているものであることから現在のテキストの表示(①)であっても問題はありません。一方、「乳等省令」に沿った形で、生クリームを乳製品と表示する場合は、「乳等省令」で同じく乳製品に分類されている脱脂粉乳を生クリームとあわせて「乳製品」と表示(②)することになります。

【情報提供】

「食品表示基準Q&Aについて」(消費表第140号)が改正され、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為の範囲が改められましたので、お知らせいたします。なお、2018年2月28日現在、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則の改正はありません。従いまして、テキストP88の図表1の訂正はありません。(情報提供:2018年2月28日)

	改正前(旧)	改正後(新)
「食品表示基準Q&Aについて」 (消費表第140号)通知 第4次改正(2018年1月19日)の 新旧対応表 (一部抜粋)	(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。	(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。
	(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、 米菓については「煎焼又は揚げを行った国が原産国と整理されています。したがって御質問のおかきについては、原産国名をS国と表示する必要があります。」	(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、 素焼きしたおかきに味付けする行為は、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為に該当するため、原産国表示は必要ありません。

(以上)